

1. 第3次総合計画における施策の体系									
目指す都市像(政策)	番号	3	名称	子どもの成長と学習を育むまち					
施策	番号	1	名称	子育て世帯への支援体制の強化					
主担当部	福祉部		主担当課	子育て支援課			部長名	福井 和夫	
関係部	健康部		関係課	こども未来課・保険医療課					
2. 施策の基本方針(第3次総合計画の基本方針をもとに記入する)									
この施策の目的	就学前のこども・乳幼児・母子家庭の母子・ひとり親家庭に対し、児童手当等の支給、保育施設による保育の実施、医療費の助成、子育て支援相談等を行い、こどもたちの健全な成長を育むことを目的とする。								
3. 施策の現状分析(第3次総合計画の現状と課題をもとに記入する)									
この施策の概況	この施策に対する市民ニーズなど、具体的な事項について				社会環境や国・県の動向など、施策を取り巻く環境について				
	保育所に対するニーズは、就学前児童数の減少にも関わらず定員を超えての入所申し込みがあることから、ニーズは高い。医療費助成や母の自立支援等は、経済的な負担の軽減につながり、ひとり親家庭の増加により支援のニーズは高い。子育て支援は、家庭や母親の養育力の低下により、行政だけでなく、地域や社会で子育てを支援する体制づくりへのニーズは高い。				平成24年8月に「こども・子育て関連三法」が公布された。平成27年4月から子ども子育て新制度が本格施行されるため、子ども子育て支援計画を策定し、法律の趣旨、内容に沿った総合的な子育て施策の整備が必要となる。				
これまでの成果	こども園については計画どおりに整備をすすめている。子ども医療事業については、対象年齢を拡大した。								
4. 指標及びコストの推移									
指標の推移	名称及び単位等	23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	備考欄	
		実績	目標	実績	目標	目標	目標		
	施策指標①(成果指標)	保育所定員充足率	108%	107%	110%	110%	110%	110%	
	施策指標②(成果指標)								
	施策指標③(成果指標)								
	施策指標④(成果指標)								
施策指標⑤(成果指標)									
コストの推移(単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	見込み	#REF!
	歳出(直接事業費)(a)		4,840,138	4,660,089	4,706,551	4,807,739	4,786,119		
	歳入(b)	受益者負担額	530,664	476,577	501,303	527,572	527,572		
		国や県からの補助金その他	3,062,969	2,692,101	2,719,005	2,735,855	2,726,307		
	(a)-(b)=一般財源		1,246,505	1,491,411	1,486,243	1,544,312	1,532,240		
	正職員	従事者数(単位:人)	15.35	13.65	14.15	17.15	17.15		
		人件費(c)	96,152	84,671	87,772	106,381	106,381		
	トータルコスト(a)+(c)		4,936,290	4,744,760	4,794,323	4,914,120	4,892,500		

5. 施策の評価						
有効性の評価	この施策の成果の達成度はどうか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	成果向上の可能性はどうか	1	1 十分ある	2 ある程度ある	3 あまりない	4 ない
	説明	保育所充足率は率が上がるほど達成度は高くなる。また、待機児童数が増加しているかどうかのも一つの指標となる。21年度は3名、22年度は10名、23年度は9名、24年度は10名となっている。対策としては公立・私立保育所の定員の増加が考えられるが、現在は公私立での弾力的な受入で対応している。				
	市政全般に対する貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い
	説明	現在の社会経済情勢の中で、共働き家庭やひとり親家庭の増加のため保育に対する需要は高く、子育て世帯への支援体制の強化としては貢献度が高い。				
6. 施策の課題						
この施策の課題	少子化が進む中、幼稚園では入園児が減少しているが、保育所では待機児童が増している現状である。本市では就学前の児童の教育・保育を一体的に行うため幼保一体化施設であるこども園を24年度に3箇所オープンし、課題解決に向けて積極的に取り組んできた。平成24年8月に公布された「子ども・子育て関連三法」により、子ども子育て支援計画の策定が義務付けられており、その中で、今後の保育需要や児童数の動向をみながら保育・子育て施策を総合的に整備していくことが課題である。					
7. 次年度以降の施策の方向性						
総合評価 1次評価	次年度以降の方向性	1	1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明	就学前の児童の保育・教育の充実強化のため、26年度には2箇所の幼保一体化施設であるこども園を開設する。26年度中に子ども・子育て支援計画を策定する。その中で子育て支援に関する具体的な目標をあげ、体制整備を図っていく。				
総合評価 2次評価	次年度以降の方向性		1 強化する	2 維持する	3 縮小する	
	説明					
8. 構成事業の方向性（それぞれの事務事業における今後の最適手段を検証する）						
1次評価	説明	母子自立支援事業は、母子家庭の母の就労を含めた自立支援を行うので現状維持。保育所運営管理事業は就学前の子どもを守り育む事業であり、こども園開設を含め強化。特別保育事業は、保護者ニーズにあっているかを常に検討しながら継続。 子育て支援事業は、国の子育て施策のメニューから本市での実施効果を検討しながら実施することで継続。養育相談事業及び養育支援訪問事業は虐待予防に有効であるため拡大。母子生活支援事業はニーズをみながら継続。手当支給事業は国の制度に併せて継続。ひとり親家庭等医療事業・こども医療事業は保険財政の収支を勘案しながら継続。養育医療給付事業は県の権限委譲事業として継続。				
2次評価	説明					

9. 施策を構成するそれぞれの事務事業の評価

※下記評価の解説

- ・貢献度—事務事業評価の結果をもとに、この施策での貢献度(重要度)を絶対評価で示しています。
(a:不可欠かつ施策の中核をなす事業、b:不可欠な事業、c:不可欠ではないが実施が望ましい事業、d:あまり有効ではない事業)
- ・方向性—事務事業評価の結果をもとに、この施策からみた各事務事業の今後の方向性を絶対評価で示しています。
(拡大する、見直しながら続ける、縮小する、廃止又は休止する、完了する)
- ・優先度(ソフト事業(任意)のみ)—施策内での事務事業の優先度を相対評価で示しています

(ソフト事業、内部管理・維持管理事業)

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
子育て支援課	○	ソフト 義務	・母子自立支援策定プログラム策定事業 自立、就労に対する意欲のある母を対象に個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定。 ・母子家庭自立支援給付金 就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、給付金の支給により就職の促進を図る。 ・子育て短期支援事業 親が病気などで一時的に養育が困難になったときに利用する「ショートステイ」と、親が仕事で帰宅が夜間にわたり、子どもの生活指導等養育面に困難が生じる場合に利用する「トワイライトステイ」がある。	16,719	2	b	見直しながら続ける	c
母子自立支援事業		内部管理・維持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
子育て支援課	○	ソフト 義務	児童のいる家庭の心配事、非行、虐待、DV等の相談に応じる。 要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見、早期対策ができるように、各関係機関との連携を図る。 未就園児の生活実態調査を行い、虐待防止に努める。	12,611	2	a	拡大する	
養育相談事業		内部管理・維持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
子育て支援課	○	ソフト 義務	○子育て支援拠点事業として、「子育て支援センター」「親と子のふれあい広場」で、子どもや保護者のための交流や情報の発信・交換の場としての充実を図る。 また、「親と子のふれあい広場」では、一時預かり事業の実施と共に、ファミリーサポートセンター事業を実施し、依頼会員と援助会員が相互に援助しあえるように支援を行う。 ○幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成を行う。 ○市内子育て支援子育てサークル、ボランティアに対して、補助金の助成を行う。	33,011	2	a	拡大する	
子育て支援事業		内部管理・維持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
子育て支援課	○	ソフト 義務	・母子生活支援施設措置事業 DVなど深刻な問題から母子を保護するため、母子家庭の親子が入所することができる児童福祉施設へ入所させる。 ・助産施設措置事業 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の申請に基づいて、入所の要件に該当する場合は入所措置を行う。	13,992	2	b	見直しながら続ける	
母子生活支援事業		内部管理・維持管理						

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
子育て支援課	○	ソフト 義務	児童手当(子ども手当)は、中学校修了前の児童の養育者に手当を支給する。児童扶養手当は、父母が離婚等でひとり親の家庭で18歳到達後の年度末までの児童を養育している母(父)等に手当を支給する。特別児童扶養手当は、中、重度の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。 24年度末の実績数 子ども手当 年間延受給児童数 33,028人 児童手当 年間延受給児童数 158,733人 児童扶養手当 年間延受給児童数 27,041人 特別児童扶養手当 年間延受給児童数 4,128人	2,851,478	2	a	見直しなが ら続ける	
手当支給事業(子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当)		ソフト 任意						
子育て支援課	○	ソフト 義務	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育ができるようにする。	56	1	b	拡大する	
養育支援訪問事業		ソフト 任意						
子ども未来課	○	ソフト 義務	・保護者の就労実態に応じ、通常保育時間を越えて保育を行う。(延長保育) ・保護者の仕事・疾病・出産・リフレッシュなど家庭で保育が困難な場合に一時的に児童を預かる。(一時保育) ・保育所(園)に通園している児童が病気や病気の回復期にあつて、集団生活が困難な場合に、病院に併設された保育室で児童を預かる。(病児・病後児保育) ・障がい児童の状況に応じた障がい保育を実施する。	53,591	2	b	見直しなが ら続ける	D
特別保育事業		ソフト 任意						
子ども未来課	○	ソフト 義務	・保育所入退所決定や保育料の決定・徴収 ・保育支援システムの運用 ・保育所情報の提供・入所相談 ・各種保育関連団体への負担金・補助金の交付 ・市外委託児運営費支払 ・子ども・子育て支援事業計画の策定	191,691	2	a	見直しなが ら続ける	
保育所運営管理事業(共通)		ソフト 任意						
子ども未来課	○	ソフト 義務	市立保育所(5箇所)において、保護者が就労等により家庭で保育することができない児童を保護者に代わって保育する。	354,989	1	a	見直しなが ら続ける	B
保育所運営管理事業(公立)		ソフト 任意						

課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
						貢献 度	方向性	優先度 (ソフト任意)
こども未来課		ソフト 義務	・私立保育園に対する保育所運営費補助金の 交付 ・私立保育園に対する保育に関する情報提供 ・私立保育園との連絡調整	952,196	2	a	見直しな がら続け る	B
保育所運営管理事業 (私立)	○	ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
保険医療課		ソフト 義務	医療機関等で受診する際に、窓口で自己負担 額を支払ってもらい、約3ヵ月後に一部負担金 (通院500円/月、入院1,000円/月(ただ し、14日未満の入院は500円/月))を差し引い た金額を振込み、子どもの医療費の負担を軽減 する。	145,586		a	見直しな がら続け る	A
子ども医療事業	○	ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
保険医療課		ソフト 義務	医療機関等で受診する際に、窓口で自己負担 額を支払ってもらい、約3ヵ月後に一部負担金 (通院500円/月、入院1,000円/月(ただ し、14日未満の入院は500円/月))を差し引い た金額を振込み、ひとり親家庭の方の医療費の 負担を軽減する。	80,127	2	b	見直しな がら続け る	C
ひとり親家庭等医療事 業	○	ソフト 任意 内部管理・維 持管理						
課名及び事務事業名 (転記)	評価の種類 (転記)		事業の内容(転記)	H24 決算額 (転記)	事務事業評 価での方向 性(転記)	施策評価		
保険医療課	○	ソフト 義務	指定養育医療機関の医師が養育のため入院が 必要と判断した未熟児の治療に要する医療費 のうち、自己負担分(保険適用分のみ)につき、 市が医療機関に対して支払う。市は未熟児の世 帯の所得に応じた金額を扶養義務者から徴収 する。	504	2	b	見直しな がら続け る	
養育医療給付事業		ソフト 任意 内部管理・維 持管理						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業		
事務事業名	母子自立支援事業							
担当課名	子育て支援課				課長名	藤井 綾子		
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	児童福祉管理費							
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		年度	
対象	母子家庭の母			事業の内容説明	<ul style="list-style-type: none"> 母子自立支援策定プログラム策定事業 自立、就労に対する意欲のある母を対象に個々の状況、ニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定。 母子家庭自立支援給付金 就業に関する知識や技能の習得を容易にするため、給付金の支給により就職の促進を図る。 子育て短期支援事業 親が病気などで一時的に養育が困難になったときに利用する「ショートステイ」と、親が仕事で帰宅が夜間にわたり、子どもの生活指導等養育面に困難が生じる場合に利用する「トワイライトステイ」がある。 			
事業の目的	近年の少子化、核家族化並びに女性の社会進出の促進に伴い、母子家庭の母の自立を支援することと、親が病気などで一時的に養育が困難になったときに児童福祉施設で一時保護し養育の支援をする。							
妥当性評価	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
		3 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
この事業を行うことは妥当か	説明	「児童福祉法第34条の8」や「母子及び寡婦福祉法第8条」により市が関与することで、各種機関と連携を取り就労支援や自立に必要な情報提供及び指導を行うことができる。						
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
	説明	母子家庭の自立促進ができなくなると、児童扶養手当受給者数が増加することになり、事業費の増加は必至である。また、児童福祉施設で一時保護ができなくなると、子育て世帯の負担増となり安心して子育てができない状況になってしまう。						
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	年間利用者数	97	99	135	135	124	135
	活動指標①	パンフレット配布件数	1,682	1,700	1,684	1,700	1,717	1,770
活動指標②	相談件数	224	240	280	290	300	330	
コストの推移	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		27,541	24,149	16,719	15,078	13,936	
	歳入(b)	受益者負担額						
		国県補助金等その他	19,716	17,683	11,151	10,820	9,112	
	(a) - (b) = 一般財源		7,825	6,466	5,568	4,258	4,824	
	正職員	従事者数(単位:人)	0.35	0.35	0.30	0.30	0.30	
		人件費(c)	2,192	2,171	1,861	1,861	1,861	
	トータルコスト(a)+(c)		29,733	26,320	18,580	16,939	15,797	
単位当たりコスト	計算式等							
備考(これまでの実績等)								

PLAN 計画

DO 実施

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明	母子自立支援員により個々のケースに応じた自立支援策定プログラムを策定し、ハローワークと一体となって就労支援事業を行っている。高等技能訓練促進費については、支給対象期間が平成24年度入学者までは修業期間全期間となったため、制度を利用して生活の負担の軽減を図り容易に資格取得ができる。
		上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
	効率性評価 経費削減は可能か		3	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明	高等技能訓練促進費の支給額が平成24年度から減額され、支給対象期間についても、平成25年度より上限2年間に変更されたため、申請者数及び事業費が減少する見込みである。
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	児童扶養手当現況時に、ひとり親家庭に対する自立支援のパンフレットや就労支援に関するチラシなどを作成し周知を図ることで、自立を促し児童扶養手当の削減につながると思われる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内優先度	B	説明	ハローワーク、子育て支援課、生活福祉課、福祉総務課、社会福祉協議会の就労支援担当者を構成員として「生活保護受給者等就労自立促進事業」に関する協定書を締結しており、ハローワークによる就労支援セミナーや巡回相談を実施しながら就職による経済的自立の実現を図る。
			4 廃止又は休止する	5 完了する					

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表 (作成日:平成25年 6 月10 日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	養育相談事業							
担当課名	子育て支援課			課長名	藤井 綾子			
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	子育て支援事業管理費							
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成			
対象	児童のいる市民		事業の内容説明	児童のいる家庭の心配事、非行、虐待、DV等の相談に応じる。 要保護児童対策地域協議会を設置し、虐待の早期発見、早期対策ができるように、各関係機関との連携を図る。 未就園児の生活実態調査を行い、虐待防止に努める。				
事業の目的	子育て家庭を支援し、児童の健全育成を図る。							
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
	説明	児童福祉法の改正により、市町村も、第一義的な虐待・要保護児童の通告先になっている。複雑化、重篤化しているケースが増えているなか、市町村が関わっていかねばならない。						
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
		説明	子育て世帯が身近に相談できる窓口が無くなり、子育ての不安感、負担感が増大し、虐待の増加や重篤化に繋がりがかねない。					
D O 実施	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み
	成果指標							
	活動指標①	相談件数		288	300	311	320	330
	活動指標②			2,927	3,515	2,952	3,000	3,100
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
		歳出(直接事業費)(a)		916	9,308	12,611	11,224	11,242
		歳入(b)	受益者負担額					
			国県補助金等その他	288	292	5,686	5,665	5,665
		(a) - (b) = 一般財源		628	9,016	6,925	5,559	5,577
正職員		従事者数(単位:人)	1.00	0.30	0.30	1.50	1.00	
		人件費(c)	6,264	1,861	1,861	9,305	6,203	
トータルコスト(a)+(c)		7,180	11,169	14,472	20,529	17,445		
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標①	25	37	47	64	45		
備考(これまでの実績等)								

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	家庭児童相談、虐待通報の窓口として、市民、学校、幼稚園、保育所等の認知が高まってきて、相談件数が増加している。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	育児不安の軽減を図れるため、子育て世帯への支援体制の強化に大いに貢献している。						
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	相談件数が増えている中、子育て世帯が身近に相談できる窓口が無くなり、子育ての不安感、負担感が増大する。そのことから、虐待の増加や重篤化につながりかねない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	家庭相談員が4名と増員され、状況に応じた対応が敏速に取れるようになってきている。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
	説明	相談件数、相談内容の動向をみながら体制を検討していく。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表 (作成日:平成25年 6 月10 日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業					
事務事業名	子育て支援事業								
担当課名	子育て支援課			課長名	藤井 綾子				
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち						
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化						
予算事業名	子育て支援事業管理費								
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		年度		
対象	児童のいる市民			事業の内容説明	○子育て支援拠点事業として、「子育て支援センター」「親と子のふれあい広場」で、子どもや保護者のための交流や情報の発信・交換の場としての充実を図る。 また、「親と子のふれあい広場」では、一時預かり事業の実施と共に、ファミリーサポートセンター事業を実施し、依頼会員と援助会員が相互に援助しあえるように支援を行う。 ○幼児2人同乗用自転車購入費の一部を助成を行う。 ○市内子育て支援子育てサークル、ボランティアに対して、補助金の助成を行う。				
事業の目的	子育て家庭を支援し、児童の健全育成を図る。								
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
	説明	児童福祉法第21条の9(市町村は、児童の健全な育成に資するため「子育て支援事業が着実に実施されるように、必要な実施に努めなければならない。)							
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
		説明	子育て世帯への支援体制づくりができない。						
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	親と子のふれあい広場利用の延べ人数			32,534	32,000	34,866	35,000	35,000	35,000
活動指標①	地域子育て支援拠点事業特別講座回数			35	35	35	36	37	37
活動指標②	ファミリーサポートセンター会員数			273	300	261	300	310	310
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			39,968	32,322	33,011	40,328	40,644	
	歳入(b)	受益者負担額			485	700	855	840	840
		国県補助金等その他			3,193	9,720	9,720	9,720	9,720
	(a) - (b) = 一般財源			36,290	21,902	22,436	29,768	30,084	
	正職員	従事者数(単位:人)			2.00	0.30	0.30	0.50	1.00
		人件費(c)			12,528	1,861	1,861	3,102	6,203
	トータルコスト(a)+(c)			52,496	34,183	34,872	43,430	46,847	
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標①			25	37	47	64	45	
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	子どもや親のための交流や情報交換の場を充実することで、子育ての不安の解消を図る。ファミリーサポートセンター事業により、社会環境の変化等に伴う多様なニーズに対応できる。						
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	子育て支援事業を通じて育児不安への軽減を図れるため、子育て世帯への支援体制強化に大いに貢献している。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
		説明	少子化、核家族化の進行や、若年の親の増加に伴い、親子のための集いや、情報交換の場を拡充することは必要である。よって、子育て世帯への支援体制強化のためには、欠かせない事業である。						
ACTION	具体的にどうする ことにより(手段)	子育て支援拠点事業は、利用状況に合わせて、スペースのとり方、内容等を工夫し、保護者がゆったりとした気持ちで子どもと関わられるようにする。							
	どんなことが期待 できるか(効果)								
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する		利用状況をみながら支障が生じてくると、保育士を増員するなど等も検討していく。幼児2人同乗用自転車については、25年度のニーズをみながら規模を検討していきたい。			

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業					
事務事業名	母子生活支援事業								
担当課名	子育て支援課			課長名	藤井 綾子				
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち						
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化						
予算事業名	児童保護施設措置費								
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成				
対象	母子家庭の母及びその児童				事業の内容説明 ・母子生活支援施設措置事業 DVなど深刻な問題から母子を保護するため、母子家庭の親子が入所することができる児童福祉施設へ入所させる。 ・助産施設措置事業 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦の申請に基づいて、入所の要件に該当する場合は入所措置を行う。				
事業の目的	母子生活支援事業は、母子家庭の母が監護すべき児童の心身に好ましくない影響を与え、児童の監護の責任を十分果たし得ない場合や、DVなど深刻な問題から母子を保護することを目的としている。また、助産施設への入所措置は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない場合に措置することを目的としている。								
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業								
	説明	児童福祉法第22条、第23条に基づき市が関与している。							
この事業を行うことは妥当か	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
			説明	児童福祉法によって定められているため、やめられない。					
指標の推移	名称及び単位等	23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度			
		実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み		
成果指標	年間利用者数	78	128	159	159	135	99		
活動指標①	年間利用者数	78	128	159	159	135	99		
活動指標②	相談件数	79	80	151	150	150	150		
D O 実施	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)		9,261	8,754	13,992	14,922	12,580	
		歳入(b)	受益者負担額				13		
			国県補助金等その他		5,472	6,520	10,230	11,190	9,389
		(a) - (b) = 一般財源		3,789	2,234	3,749	3,732	3,191	
		正職員	従事者数(単位:人)		0.20	0.20	0.25	0.25	0.25
			人件費(c)		1,253	1,241	1,551	1,551	1,551
		トータルコスト(a)+(c)		10,514	9,995	15,543	16,473	14,131	
単位当たりコスト	計算式等	139	78	98	104	105			
備考(これまでの実績等)									

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明 母子家庭の母がその者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合は、その母子を母子生活支援施設に入所させて保護し、その自立の促進のためにその生活を支援し、母とともに児童の福祉を図ることができるため、成果は向上している。
		上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
	効率性評価 経費削減は可能か		1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明 児童福祉法第51条第1号の3で定められているため。
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	近年、DVの相談件数が増えており、県のこども家庭相談センターと連携を取りながら、母子の状況を鑑みて母子生活支援施設への入所措置を行っているが、生活苦が主な原因である場合は、母子寡婦福祉資金貸付制度、社会福祉協議会での生活資金貸付制度、福祉総務課での住宅手当制度、生活保護担当課と連携を取りながら自立に向けた支援を行うことにより、施設への入所率が抑えられる。						
	どんなことが期待できるか(効果)							
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-	説明 近年の社会情勢から、今後も、児童虐待、DV等の件数は増加されると予想されるため、このような深刻な問題から母子を保護するため、各相談機関や各関係課との連携強化を図るとともに、民生児童委員等に要保護児童等に関する問題の早期発見や解決のために積極的に関わっていただき、更に相談対応体制を充実させる必要がある。
			4 廃止又は休止する	5 完了する				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	手当支給事業(子ども手当、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当)							
担当課名	子育て支援課			課長名	藤井 綾子			
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	子ども手当、児童手当、児童扶養手当							
事業の開始年度	昭和	46	年度	事業の終了予定年度	平成		年度	
対象	対象児童(中学校修了まで、18歳到達後の年度末まで、20歳まで)のいる市民			事業の内容説明	児童手当(子ども手当)は、中学校修了前の児童の養育者に手当を支給する。児童扶養手当は、父母が離婚等でひとり親の家庭で18歳到達後の年度末までの児童を養育している母(父)等に手当を支給する。特別児童扶養手当は、中、重度の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給する。24年度末の実績数 子ども手当 年間延受給児童数 33,028人 児童手当 年間延受給児童数 158,733人 児童扶養手当 年間延受給児童数 27,041人 特別児童扶養手当 年間延受給児童数 4,128人			
事業の目的	児童の養育者に手当を支給することにより家庭の生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。							
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
	説明	児童手当法第7条、児童扶養手当法第4条、特別児童扶養手当の支給に関する法律によって定められているため。						
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
説明	国の法律に則って事業を行っているためやめられない。							
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	年間延受給児童数	223,181	225,109	222,930	222,200	222,600	223,800
	活動指標①	パンフレット配布件数	4,300	4,300	4,100	4,200	4,300	4,300
活動指標②	広報年間掲載数	9	7	6	6	6	6	
DO 実施 コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		3,110,121	2,884,533	2,851,478	2,839,632	2,823,080	
	歳入(b)	受益者負担額						
		国県補助金等その他	2,367,224	2,069,059	2,060,701	2,030,052	2,024,502	
	(a) - (b) = 一般財源		742,897	815,474	790,777	809,580	798,578	
	正職員	従事者数(単位:人)	2.80	2.80	2.70	2.70	2.70	
		人件費(c)	17,539	17,368	16,748	16,748	16,748	
	トータルコスト(a)+(c)		3,127,660	2,901,901	2,868,226	2,856,380	2,839,828	
単位当たりコスト	計算式等	14	13	13	13	13		
備考(これまでの実績等)								

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	手当の支給により、子育て世帯の生活の安定と児童が心身ともに健やかに成長することを目的としているため、成果は高い。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援するため、ひとり親世帯や身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している世帯においても、児童の福祉の増進を図ることができる。						
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	国の法律で支給額が決定しているため法改正が行われない限り減額できないが、ひとり親家庭に対する就労支援により児童扶養手当の支給額については削減できる可能性はある。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	児童手当については、出産、転入時に市民課において案内文を手渡ししたり広報やHPで周知を図り、申請漏れのないように努めている。児童扶養手当については、近年の離婚率増加に伴い受給者数も増加すると思われるが、現況届時に同居人の有無を確認し不正受給の通報があれば必ず調査を行い適正な受給に努めている。また、母子自立支援員が就労相談を行い自立に向けた支援を行っている。特別児童扶養手当については、障がい福祉課と連携を取りながら申請受付を行っている。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	国の施策であるため法律に則って事務を行うことになるが、市民に対し、手当の申請漏れがないよう広報やHPなどを活用し引き続き周知を図り、子育て支援体制の強化に向けて事業を行っていく必要がある。				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成 25年 6月 10日)

○		ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
P L A N 計 画	事務事業名	養育支援訪問事業								
	担当課名	子育て支援課			課長名	藤井 綾子				
	総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち						
		施策	1	子育て世帯への支援体制の強化						
	予算事業名	子育て支援事業管理費								
	事業の開始年度	平成	24	年度	事業の終了予定年度	平成	年度			
	対象	児童のいる市民			事業の内容説明	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師、助産師、保育士等がその居宅を訪問し養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育ができるようにする。				
	事業の目的	子育て家庭を支援し、児童の健全育成を図る。								
	D O 実 施	この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
				2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
やめた場合の影響は		説明	児童福祉法第6条の3第5項(この法律で養育支援訪問事業とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童に対し、その養育が適切に行われるよう当該要支援児童等の居宅において養育に関する相談、指導、助言、その他の援助を行う事業をいう)							
			1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
D O 実 施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
					実績	計画	実績	見込み	見込み	
	成果指標	訪問数				192	66	192	192	
	活動指標①									
	活動指標②									
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)				595	56	576	576	
		歳入(b)	受益者負担額				0	0	0	0
			国県補助金等その他			0	595	28	288	288
		(a) - (b) = 一般財源			0	0	28	288	288	
正職員		従事者数(単位:人)					0.00	0.00	0.00	
		人件費(c)			0	0	0	0	0	
トータルコスト(a)+(c)			0	595	56	576	576			
単位当たりコスト	トータルコスト/成果指標				3	1	3	3		
備考(これまでの実績等)										

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	2	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	訪問した家庭において、育児不安の軽減や養育力の向上。						
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	養育支援を必要とする家庭に対して育児不安の軽減、養育力の向上を図るため、支援体制の強化に貢献している。						
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	養育支援を必要とする家庭が増加しているため、削減はできない。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	養育支援訪問ができる職員を確保し、訪問数を増やせるようにする。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	1	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する					
		説明	養育の支援を必要とする家庭に対して、積極的に支援していく。						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月 4日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	特別保育事業								
担当課名	こども未来課				課長名	栗原 照仁			
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち						
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化						
予算事業名	私立保育所措置費								
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		年度		
対象	特別保育事業利用児童			事業の内容説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労実態に応じ、通常保育時間を越えて保育を行う。(延長保育) ・保護者の仕事・疾病・出産・リフレッシュなど家庭で保育が困難な場合に一時的に児童を預かる。(一時保育) ・保育所(園)に通園している児童が病気や病気の回復期にあつて、集団生活が困難な場合に、病院に併設された保育室で児童を預かる。(病児・病後児保育) ・障がい児童の状況に応じた障がい保育を実施する。 				
事業の目的	特別保育事業を実施することで就労と子育ての両立支援を行い入所児童の健全を図る。								
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業					
		説明	保護者の就労状況多様な保育ニーズに対応できるよう、特別保育事業に取り組み、安心して子育てが出来る環境を整えることは自治体に求められている。						
やめた場合の影響は		1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
			説明	保護者の多様なニーズに応えられることができない。					
指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	延長保育年間利用児童数			10,174	9,740	9,779	9,800	9,800	9,800
活動指標①	一時保育年間利用児童数			6,874	5,067	6,011	6,000	6,000	6,000
活動指標②	病児・病後児保育年間利用数			229	200	196	200	200	200
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)			54,647	55,280	53,591	71,894	71,894	
	歳入(b)	受益者負担額			9,590	7,600	8,675	8,200	8,200
		国県補助金等その他			39,085	40,970	37,590	31,989	31,989
	(a) - (b) = 一般財源			5,972	6,710	7,326	31,705	31,705	
	正職員	従事者数(単位:人)			0.80	0.70	0.70	1.00	1.00
		人件費(c)			5,011	4,342	4,342	6,203	6,203
	トータルコスト(a)+(c)			59,658	59,622	57,933	78,097	78,097	
単位当たりコスト	計算式等								
備考(これまでの実績等)									

PLAN
計画

DO
実施

CHECK 評価	有効性 評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	保育サービスの向上と多様な保護者のニーズに対応している点で成果は向上している。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	保護者の育児と就労を支援し、保護者の多様な保育ニーズに応えることは、市の上位施策の課題でもあるので貢献度は高い。						
効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる				
	説明	国や県の補助基準額の減少により事業実施が困難になることも考えられ、低減余地はあまりない。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	多様化する保育需要に対応できるよう積極的に特別保育事業を実施し、継続して安心して子育てができる環境を整備しなければならない。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	D		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
	説明	多様な保護者ニーズに応えられるよう継続実施し、就労と子育ての両立支援をしていきたい。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月 4日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	保育所運営管理事業(共通)						
担当課名	こども未来課		課長名	栗原 照仁			
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち				
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化				
予算事業名	児童福祉管理費						
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		
対象	保育園(所)入所児童		事業の内容説明	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所入退所決定や保育料の決定・徴収 ・保育支援システムの運用 ・保育所情報の提供・入所相談 ・各種保育関連団体への負担金・補助金の交付 ・市外委託児運営費支払 ・子ども・子育て支援事業計画の策定 			
事業の目的	児童福祉法第24条に基づき、就学前の児童を養育する保護者が安心して子育てができる環境整備を推進し、入所児童の健全育成を図る。						
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業			
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業			
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業			
	説明	児童福祉法では、保育に欠ける児童に対する市町村の保育義務が定められている。本事業はこれに付随する業務である。					
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない	
	説明	就学前の児童を養育する保護者の就労の機会を喪失し、児童の健全な成育を保障できなくなる恐れがあり、法の趣旨に背くことになる。					
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
			実績	計画	実績	見込み	見込み
成果指標	年間平均入所率		108	107	110	110	110
活動指標①	年間延児童数		24,461	25,300	24,956	25,000	25,000
活動指標②							
DO 実施 コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
	歳出(直接事業費)(a)		149,821	148,884	191,691	203,573	197,545
	歳入(b)	受益者負担額	57,958	48,862	61,722	63,542	63,542
		国県補助金等その他	59,716	67,430	63,020	92,620	90,100
	(a) - (b) = 一般財源		32,147	32,592	66,949	47,411	43,903
	正職員	従事者数(単位:人)	1.60	1.70	1.70	2.40	2.40
		人件費(c)	10,022	10,545	10,545	14,887	14,887
	トータルコスト(a)+(c)		159,843	159,429	202,236	218,460	212,432
単位当たりコスト	計算式等						
備考(これまでの実績等)							

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
		説明	保育サービスの向上と多様な保育ニーズに対応している点において成果は高い。					
	上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	保護者の育児と就労を支援し、多様な保育ニーズに対応している点で貢献度は高い。					
評価	効率性評価	1	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる		
	経費削減は可能か	説明	現在のコストは必要最小限の費用負担として低減させることはできない。					
ACTION	具体的にどうする ことにより(手段)	入退所決定、保育料決定事務を行う際、市民税課と協議し所得税情報の提供を受けることが可能であれば作業時間が短縮される。						
	どんなことが期待 できるか(効果)							
修正 行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	-	
		4 廃止又は休止する	5 完了する					
	説明	予算や従事者数については、現状維持が必要である。						

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月 4日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業		
事務事業名	保育所運営管理事業(公立)							
担当課名	こども未来課				課長名	栗原 照仁		
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	保育所管理費							
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		年度	
対象	公立保育所入所児童			事業の内容説明	市立保育所(5箇所)において、保護者が就労等により家庭で保育することができない児童を保護者に代わって保育する。 ・臨時保育士等を雇用して入所基準に適した人員配置、施設・設備管理、保育に必要な備品等の購入 ・給食の提供、食育の実施 ・多様な職員向上のための各種研修の実施			
事業の目的	安心して子育てができる環境整備を促進し、保護者のニーズに応じた多様な保育サービス、充実した保育内容で入所児童の健全育成を図る。							
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
	説明	児童福祉法では、保育に欠ける乳幼児を保護者に代わって保育することが規定されている。市が主体となって当該事業を実施することは、公益性観点からも必要である。また、市内7箇所ある私立保育園と連携し、同事業に取り組む必要がある。						
やめた場合の影響は	2	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない	説明 保護者の就労や疾病等で家庭での保育に欠ける児童の保育を保障することができなくなり、児童の心身の健全な発達のさまたげるとともに、保護者の就労の機会が保障困難になるが、私立に担っていただくことはできる。		
説明								
DO実施	指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
				実績	計画	実績	見込み	見込み
	成果指標	年間平均入所率		115	116	119	119	119
	活動指標①	年間延児童数		8,310	8,200	8,584	8,600	8,600
	活動指標②							
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
		歳出(直接事業費)(a)		323,392	339,912	354,989	384,380	384,385
		歳入(b)	受益者負担額	138,397	141,548	144,833	154,365	154,365
			国県補助金等その他	7,680	4,668	7,478	4,668	4,668
		(a) - (b) = 一般財源		177,315	193,696	202,678	225,347	225,352
正職員		従事者数(単位:人)	4.40	5.00	5.00	5.00	5.00	
		人件費(c)	27,562	31,015	31,015	31,015	31,015	
トータルコスト(a)+(c)		350,954	370,927	386,004	415,395	415,400		
単位当たりコスト	計算式等							
備考(これまでの実績等)								

CHECK 評価	有効性 評価 事業は 有効か (指標に 出ない 効果)	成果は 向上して いるか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	説明	保護者の就労支援、保育サービスの向上と多様な保育ニーズに対応できる点で成果は向上している。
		上位施策 への貢献 度はどう か	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
	効率性評価 経費削減は可能か		2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	説明	社会状況や経済状況の変化に伴い、入所希望者が増加していることから、定員数をこえて受け入れているため、運営にあたって、正規職員だけでなく、非常勤職員の雇用が必要不可欠となっているので、低減余地はない。
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	待機児童もいる状況の中、保育の実施を行うには非常勤職員を雇用し、対応していかなければならず、人件費コストも高くなることが予想される。また、多様な保育ニーズに対応するため、看護師、保健師などの専門職の配置、増員が必要となる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み) この事業の 今後の方向性	1	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内 優先 度	C	説明	保護者のニーズに応え保育の質を高めながら充実した保育を実施していかなければならない。就学前の児童に対する教育及び教育環境の充実を図るために、同じ区域の幼稚園と保育所の一体化をすすめていく。
			4 廃止又は休止する	5 完了する					

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月 4日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	保育所運営管理事業(私立)									
担当課名	こども未来課				課長名	栗原 照仁				
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち							
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化							
予算事業名	私立保育所措置費									
事業の開始年度	平成		年度	事業の終了予定年度	平成		年度			
対象	私立保育所入所児童			事業の内容説明	<ul style="list-style-type: none"> ・私立保育園に対する保育所運営費補助金の交付 ・私立保育園に対する保育に関する情報提供 ・私立保育園との連絡調整 					
事業の目的	私立保育園における保育環境整備を推進し、質の確保された保育サービスを充実させることにより、入所児童の健全な育成を図る。									
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業						
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業						
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
	説明	市町村が、児童福祉法に基づいて保育に欠ける児童を保育所に入所させた場合に、民間保育所における保育の実施に要する費用として、市町村が支弁した経費に対し、国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4)の割合で負担することとされている。								
やめた場合の影響は	1	1	非常に大きい	2	ある程度はある	3	克服できる範囲内	4	ほとんどない	
		説明	保育サービスの質の低下を及ぼす恐れがあり、就労しながら子育てをする家庭を支えることが困難になり、法の趣旨に背くことになる。							
DO実施	指標の推移	名称及び単位等			23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
					実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	年間平均在所数			105	106	106	106	106	106
	活動指標①	年間延児童数			16,151	16,300	16,372	16,300	16,300	16,300
	活動指標②									
	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳			決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
		歳出(直接事業費)(a)			906,712	912,863	952,196	991,690	990,803	
		歳入(b)	受益者負担額			324,234	277,867	285,205	298,725	
			国県補助金等その他			465,190	377,849	411,088	430,788	
		(a) - (b) = 一般財源			117,288	257,147	255,903	262,177		
正職員		従事者数(単位:人)			0.80	0.90	0.90	1.50		
		人件費(c)			5,011	5,583	5,583	9,305		
トータルコスト(a)+(c)			911,723	918,446	957,779	1,000,995		1,000,108		
単位当たりコスト	計算式等									
備考(これまでの実績等)										

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	保育サービスの向上と多様な保育ニーズに対応している点で成果は高い。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	保護者の育児と就労を支援し、保育内容を充実させるという点で貢献度は高い。						
評価	効率性評価	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
	経費削減は可能か	説明	本事業は、児童福祉法に基づき必要な事業であるため、見直しの余地はなく、引き続き事業内容および予算規模を維持すべきである。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	市内の保護者のニーズに応え、保育サービスの充実を図るためには、私立保育園における保育の実施は不可欠であり、コスト面での改善の余地はあまりない。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	B		
		4 廃止又は休止する	5 完了する						
	説明	当事業は、継続実施していく。							

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業			
事務事業名	子ども医療事業								
担当課名	保険医療課			課長名	酒井 常也				
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち						
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化						
予算事業名	子ども医療助成事業費								
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度		
対象	0歳～就学前の乳幼児及び小学生			事業の内容説明	医療機関等で受診する際に、窓口で自己負担額を支払ってもらい、約3か月後に一部負担金(通院500円/月、入院1,000円/月(ただし、14日未満の入院は500円/月))を差し引いた金額を振込み、子どもの医療費の負担を軽減する。				
事業の目的	0歳から小学校卒業前の子どもの医療費(小学校入学前の乳幼児については通院・入院、小学生については入院のみ)の一部を助成することにより子育て世帯の医療費の負担を軽減し、子どもの健康の保持及び福祉の増進を図る。								
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業					
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業					
	3 任意		市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業						
	説明	県の助成事業補助金交付要綱に基づいて、市で「檀原市子ども医療費の助成に関する条例」を設けて、対象者に助成金を支給するよう規定されている。利用者にとって身近な市役所が助成をすることにより、子どもの健康保持、福祉の増進を図ることができる。							
	やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
		説明	子どもの医療費助成を取りやめれば、医療機関等を受診する際の自己負担額が大きくなり、子どもの健康保持、福祉の増進を図れなくなる恐れがある。						
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み	
	成果指標	子ども医療費助成額(千円)		131,344	153,000	138,803	139,905	141,836	147,789
	活動指標①	助成件数(件)		90,899	105,886	93,317	97,558	98,904	103,055
活動指標②	受給者数(人)		6,991	8,144	7,114	7,437	7,540	7,856	
D O 実施 コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み		
	歳出(直接事業費)(a)		138,199	160,081	145,586	144,998	148,974		
	歳入(b)	受益者負担額	0	0	0	0	0		
		国県補助金等その他	61,508	60,915	65,746	66,965	67,183		
	(a) - (b) = 一般財源		76,691	99,166	79,840	78,033	81,791		
	正職員	従事者数(単位:人)	0.65	0.65	0.80	0.80	0.80		
		人件費(c)	4,072	4,032	4,962	4,962	4,962		
	トータルコスト(a)+(c)		142,271	164,113	150,548	149,960	153,936		
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標②(円)	20,351	20,151	21,162	20,164	20,416			
備考(これまでの実績等)	上記、「コストの推移」26年度については、対象者の範囲を現状のままで見込んでいる。「今後の方向性」に記載しているとおり、平成26年度からの対象拡大を検討しており、拡大の内容によっては、歳出、歳入共に上記より増加する、または歳入のみ増加する可能性がある。								

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
		説明	24年度から対象とした小学生に対する助成が計画より少なかったため実績が計画を下回ったものの、助成額、受給者数の実績を鑑みれば本事業の必要性は高いと考えられる。						
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	子どもの医療費助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、子育て世帯への支援体制の充実に貢献できる。						
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる			
		説明	本事業は、市のコストを下げることにより市民サービスの向上が図れるような事業ではなく、医療費が多くなる乳幼児の受診に関する自己負担をできるだけ低く抑えることにより、子育て世帯への支援体制の充実を目指しているため、助成額を少なくすれば利用者の負担を大きくすることになり、福祉の後退と言われかねない。ただ、事務処理の内容を見直すことができれば、いくらかはコスト削減を図れると思われる。						
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	現在年4回送付している助成金支給決定通知の送付回数を見直すことができれば、事務処理に係るコストを多少低減させることはできる。							
	どんなことが期待できるか(効果)								
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	1	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	A		
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	子育て世帯への支援体制の充実のためには、本事業は継続していくことが必要と思われる。本事業は就学前の乳幼児については県補助の対象、小学生の入院については市単独事業として実施しているが、平成26年度から県補助の対象が拡大される見込みである。(但し、拡大の範囲については現在のところ未定である。)これを踏まえて、市としても助成対象の拡大を検討する。				

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

ソフト事業(義務)		○		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業		
事務事業名	ひとり親家庭等医療事業							
担当課名	保険医療課			課長名	酒井 常也			
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	ひとり親家庭等医療助成事業費							
事業の開始年度	平成	—	年度	事業の終了予定年度	平成	—	年度	
対象	ひとり親家庭の親及び児童(18歳の年度末まで)			事業の内容説明	医療機関等で受診する際に、窓口で自己負担額を支払ってもらい、約3ヵ月後に一部負担金(通院500円/月、入院1,000円/月(ただし、14日未満の入院は500円/月))を差し引いた金額を振込み、ひとり親家庭の方の医療費の負担を軽減する。			
事業の目的	ひとり親家庭の親及び児童(18歳の年度末まで)に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の方の医療費の負担を軽減し、健康の保持及び福祉の増進を図る。							
妥当性評価 この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	2	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
			3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業				
		説明	県の助成事業補助金交付要綱に基づいて、市で「檀原市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」を設けて、対象者に助成金を支給するよう規定されている。利用者にとって身近な市役所が助成をすることにより、ひとり親家庭の親と児童の健康保持、福祉の増進を図ることができる。					
	やめた場合の影響は	2	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない		
		説明	ひとり親家庭への医療費助成を取りやめれば、ひとり親家庭の親と子どもについて医療機関等を受診する際の自己負担額が大きくなり、健康保持、福祉の増進を図れなくなる恐れがあるが、他の福祉医療の対象の範囲を検討し、取りやめた場合に助成の対象外となる方を減らすことができれば、影響を避けることはある程度可能と考えられる。					
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度		25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
	成果指標	ひとり親家庭等医療費助成額(千円)	74,776	80,000	76,492	76,517	77,038	78,620
	活動指標①	助成件数(件)	33,890	36,692	35,316	36,301	36,548	37,298
活動指標②	受給対象者数(人)	4,162	4,506	4,185	4,589	4,331	4,420	
DO 実施	コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み
		歳出(直接事業費)(a)		79,560	83,408	80,127	79,434	80,450
		歳入(b)	受益者負担額	0	0	0	0	0
			国県補助金等その他	33,897	36,400	36,567	35,015	36,828
		(a) - (b) = 一般財源		45,663	47,008	43,560	44,419	43,622
		正職員	従事者数(単位:人)	0.75	0.75	0.85	0.85	0.85
			人件費(c)	4,698	4,652	5,273	5,273	5,273
		トータルコスト(a)+(c)		84,258	88,060	85,400	84,707	85,723
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標②(円)	20,245	19,543	20,406	18,459	19,793		
備考(これまでの実績等)								

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い			
		説明	実績が計画を下回ったが受給者は年々増加しており、本事業の必要性は高いと考えられる。							
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い				
		説明	ひとり親家庭の親及び児童の医療費助成を行うことにより、経済的負担を軽減し、子育て世帯への支援体制の充実に貢献できる。							
評価	効率性評価 経費削減は可能か	2	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる				
		説明	本事業は、市のコストを下げることにより市民サービスの向上が図れるような事業ではなく、ひとり親家庭の親及び児童の受診にかかる自己負担をできるだけ低く抑えることにより、ひとり親家庭の生活を支援することを目指しているため、助成額を少なくすれば利用者の負担を大きくすることになり、福祉の後退と言われかねない。ただ、事務処理の内容を見直すことができれば、いくらかはコスト削減を図れると思われる。							
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	現在年4回送付している助成金支給決定通知の送付回数を見直すことができれば、事務処理に係るコストを多少削減させることはできる。								
	どんなことが期待できるか(効果)									
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながらかつける	3 縮小する	課内優先度	B			
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する	ひとり親家庭への支援体制の充実のためには、本事業は継続していくことが必要と思われる。					

平成25年度作成 平成24年度事務事業評価表

(作成日:平成25年 6月12日)

○ ソフト事業(義務)		ソフト事業(任意)		内部管理・維持管理事業				
事務事業名	養育医療給付事業							
担当課名	保険医療課		課長名	酒井 常也				
総合計画の位置付け	目指す都市像	3	子どもの成長と学習を育むまち					
	施策	1	子育て世帯への支援体制の強化					
予算事業名	乳幼児保健事業費							
事業の開始年度	平成	25	年度	事業の終了予定年度	平成 — 年度			
対象	養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児		事業の内容説明	指定養育医療機関の医師が養育のため入院が必要と判断した未熟児の治療に要する医療費のうち、自己負担分(保険適用分のみ)につき、市が医療機関に対して支払う。市は未熟児の世帯の所得に応じた金額を扶養義務者から徴収する。				
事業の目的	機能が未熟で疾病にかかりやすい未熟児に対し、医療に要する費用を公費負担することにより未熟児の健康の保持と医療費に係る負担の軽減を図る。							
この事業を行うことは妥当か	なぜ市が関与しているのか	1	1 義務	法律等(条例を除く)で義務付けられた事業				
			2 任意	公共性や収益性の観点から市が関与すべき事業				
3 任意	市が関与することは妥当でない(縮小、廃止又は民営化すべき)事業							
	説明	母子保健法で定められているため						
やめた場合の影響は	1	1 非常に大きい	2 ある程度はある	3 克服できる範囲内	4 ほとんどない			
		説明	法律で義務付けられた事業のためやめることはできない					
指標の推移	名称及び単位等		23年度	24(評価)年度	25(今)年度	26(来)年度	29(総計目標)年度	
			実績	計画	実績	見込み	見込み	見込み
成果指標	養育医療給付額(千円)		0	0	0	10,000	10,000	10,000
活動指標①	給付件数(件)		0	0	0	87	87	87
活動指標②	給付対象者数(人)		0	0	0	30	30	30
コストの推移 (単位:千円)	財源の内訳		決算	当初予算	決算	当初予算	見込み	
	歳出(直接事業費)(a)		0	0	504	10,010	10,010	
	歳入(b)	受益者負担額	0	0	0	1,900	1,900	
		国県補助金等その他	0	0	0	6,075	6,075	
	(a) - (b) = 一般財源		0	0	504	2,035	2,035	
	正職員	従事者数(単位:人)	0	0	0.35	0.35	0.35	
		人件費(c)	0	0	2,171	2,171	2,171	
	トータルコスト(a)+(c)		0	0	2,675	12,181	12,181	
単位当たりコスト	トータルコスト/活動指標②(円)	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	406,035	406,035		
備考(これまでの実績等)								

PLAN 計画

DO 実施

CHECK	有効性評価 事業は有効か (指標に出ない効果)	成果は向上しているか		1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い	
		説明	平成24年度については、給付事業は開始していないため成果は不明である。					
	上位施策への貢献度はどうか	1	1 高い	2 やや高い	3 やや低い	4 低い		
評価	効率性評価 経費削減は可能か	説明	3	1 全くできない	2 あまりできない	3 少しはできる	4 大きくできる	
		説明	給付費の削減はできないが、事業を開始し、事務が円滑に進むようになれば、人件費について削減できる。					
ACTION	具体的にどうすることにより(手段)	事務処理にかける時間を削減することにより人件費を減らす。						
	どんなことが期待できるか(効果)							
修正行動	(費用も含み)この事業の今後の方向性	2	1 拡大する	2 見直しながら続ける	3 縮小する	課内優先度	-	
		説明	4 廃止又は休止する	5 完了する				
		説明	法で義務図けられた事業であるため今後も継続する必要がある。					